

令和 6 年度地域活性化応援券発行事業 実施要領

1. 目的

飯塚市（以下「市」という。）と飯塚商工会議所・飯塚市商工会（以下「会議所等」という。）は、原油高・物価高騰下による購入意欲の低下を踏まえ、市民の消費喚起を図り、市内事業者を応援することを目的として、地域活性化応援券（以下「応援券」という。）発行事業を行う。

2. 実施主体

応援券発行事業の運営及び管理等は、会議所等が行う。

3. 応援券の名称

いいつかプレミアム電子応援券

4. 応援券の種類

QR コード付きカード版（以下、カード）及びスマートフォン版（以下、スマホ）の 2 種類を発行する。

1 口あたり 5,000 円（ポイント）を 5,000 円で販売し、別途プレミアム分 1,000 円（ポイント）を付与する。

5. 発行口数

発行口数は、カード、スマホあわせて 150,000 口とする。

6. 購入限度額

一人あたりの購入限度額は、それぞれ 8 口 40,000 円までとし、カード、スマホ両方の申し込みはできないものとする。

7. 購入対象者

令和 6 年 4 月 1 日時点で 18 歳以上（高校生を除く）の市内在住者が対象。ただし、カード版については、スマートフォン非所有者、もしくは操作に不慣れな方が対象。

8. 応援券の購入方法

（カード）購入希望者は、事前申込の受付期間である令和 6 年 6 月 3 日（月）から令和 6 年 6 月 30 日（日）までに応募はがきによる申込を行うものとする。申込口数が発行口数を超えた場合は抽選を行い、申込者には抽選結果通知をはがきで発送するとともに、当選者にカード等を発送する。当選者は、指定のコンビニエンスストアで申込（当選）額を入金することで購入が完了し、カードにポイントがチャージされる。

抽選は、市、飯塚商工会議所、筑豊消費者の会の三者立会のもと行うものとする。

（スマホ）購入希望者は、事前申込の受付期間である令和 6 年 6 月 3 日（月）から令和 6 年 7 月 21 日（日）までに専用アプリ上で申込を行うものとする。申込口数が発行口数を超えた場合は抽選を行い、申込者には抽選結果を通知する。当選者は、指定のコンビニエンスストアで申込（当選）額を入金し、ポイントを購入（チャージ）する。

また、申込口数が発行口数に達しなかった場合は、追加募集を行うこととし、抽選による当選者の引換キャンセルが出た場合も同様とする。

9. 引換販売場所

指定のコンビニエンスストアとする。（セブンイレブン、ファミリーマート、ローソン、ミニストップ、デイリーヤマザキ、セイコーマート）

10. 引換販売期間

令和 6 年 8 月 1 日（木）から令和 6 年 8 月 18 日（日）までとする。ただし、申込口数が販売口数に達しなかった場合はこの限りではない。

11. 引換販売時間

指定のコンビニエンスストアの営業時間内

12. 応援券利用期間

令和 6 年 8 月 1 日（木）から令和 6 年 12 月 31 日（火）までとする。

利用期間を経過した応援券は無効とする。

13. 利用制限

次に掲げる物品の販売、サービス等の提供は、応援券の利用対象外とする。

- 1 土地・家屋購入、家賃・地代・駐車料等の不動産に関わる支払い。
- 2 換金性の高い物の購入。（商品券、ビール券、図書券、切手、印紙、プリペイドカードなど）
- 3 たばこの購入。
- 4 生命保険料・損害保険料などの保険料の支払い。
- 5 当該事業所の収入にならないものに対する支払い。
（例）振込用紙での支払い、インターネット、通販などでの買物に対する支払い、
チケット代の支払い（コンサートチケット、航空券など）
- 6 医療費の支払い。
- 7 保育料の支払い。
- 8 オートレース、パチンコ等遊興娯楽費の支払い。
- 9 事業活動に伴い使用する原材料、器機類および仕入れ商品等の支払い。
- 10 国や地方公共団体への支払いおよび公共料金などの支払い。（税金等）
- 11 風営法第 2 条第 5 項に規定する性風俗関連特殊営業に係る支払い。
- 12 取扱店（加盟店）が利用を不可とした商品。
- 13 その他、実施主体が指定するもの。

14. 応援券の破損等

カードを紛失した場合、再発行は行わない。

ただし、カードを破損した場合、「カード ID」が確認できれば、再発行を行うものとする。

15. 取扱店（加盟店）の定義

- 1 応援券を取扱うことのできる事業所(以下「取扱店」という。)は、飯塚市内に事業所を有するものとする。
- 2 取扱店は、実施主体が発行する「いいづかプレミアム電子応援券ステッカー」及び「いいづかプレミアム電子応援券ポスター」を掲示するものとする。

16. 取扱店（加盟店）の登録

取扱店を希望する事業者は、専用ウェブサイトから登録、もしくは実施主体に所定の登録申請書の提出を行うものとする。

17. 取扱店（加盟店）の責務

- 1 利用者が利用期間中に商品券を持参したときは、13. 利用制限に掲げたものを除き応援券額面分の物品の販売、サービス等の提供を行うこと。
- 2 取扱店ステッカー、ポスターを利用者のわかりやすい場所に掲示すること。
- 3 偽造等の不正使用の疑いがある場合は、受取りを拒否するとともに速やかに実施主体へ連絡

すること。

4 実施主体が本事業に関して調査等を行うときは、報告等の協力をすること。

5 応援券の換金期間等、本要領の記載事項および実施主体からの指示を遵守すること。

18. 取扱店（加盟店）資格の喪失等

17. 取扱店（加盟店）の責務に掲げる事項に反する行為があったと実施主体が認めた場合は、必要に応じ、換金の拒否、取扱店の登録取り消し及び損害金の申し受け等を行うことがある。

19. 応援券の換金期間

利用者から受け取った応援券（ポイント）の換金期間は、令和6年8月20日（火）から令和7年1月9日（木）までとし、初回、最後以外の換金日は毎週金曜日とする。ただし、同一週の水曜日、木曜日、金曜日に祝日がある場合、その日後の最も早い平日とする。

20. 応援券の換金方法

毎週火曜日の0時時点で、残高（未換金額）が10,000円以上の場合に自動入金（振込み）を行うものとする。残高（未換金額）が10,000円未満の場合は、次週に繰り越し、最終日（令和6年12月31日）24時時点で残高がある場合は、令和7年1月9日（木）に自動入金（振込み）を行うものとする。

22. 取扱店（加盟店）の費用負担

取扱店の登録料、負担金は徴収しないものとする。

応援券の換金に伴う決済手数料、振込手数料の費用は実施主体が負担する。

23. その他

この要領に定めるもののほか、応援券発行事業の実施に伴い必要な事項は、実施主体で協議し別に定める。